

令和5年度

第9回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

令和5年11月30日

令和5年度 第9回越知町農業委員会総会議事録

令和5年11月30日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

1 会議日 令和5年11月30日(木) 午前9時00分～午前9時45分

2 出席者

農業委員(10名) 会長 須内啓次 職務代理者 和田昌夫

1 片岡 健二	2 大原 糸代	3 大原 典子	4 箭野 正昭
5 吉田 由太郎	6 橋詰 節	7 小崎 富二男	8 和田 昌夫
9 岡林 富士男	10 須内 啓次		

農地利用最適化推進委員(4名)

	濱田 學	斎藤 信夫	西村 亀洋
岡林 直久			

欠席委員(1名) 岡 義雄

事務局職員(3名)

片岡 宏文 西岡 亨 岡田 恭子

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 越知町農用地利用集積計画について(協議)

報告 2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

5 その他

地域計画について

越知町農業用肥料等高騰対策支援金について 説明

6 閉会

開会及び議事 午前9時00分

- 会 長 おはようございます。本日もお忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。議案に入る前に報告事項がございます。11月15日に会長、局長会議がありまして、局長と出席しました。ほとんど、地域計画についての話でしたが、策定が随分進んでいる市町村もありました。越知町もこれからアンケートを出すということですので、順次取り組んでいきたいと思っております。
- また、女性委員の皆さんには16日、17日と中四国ブロック農業委員会女性委員研修会に出席いただきました。お土産もいただきまして、ありがとうございます。
- 事務局長 女性委員の皆様おつかれさまでした。研修の報告をどなたか代表で構いませんので、一言いただきたいです。
- 2番委員 はい、2日間女性委員3名で出席してきました。1日目は香川県の活動報告で、2日目は各班に分かれてのグループ討論でした。他県の皆さんの精力的な活動に圧倒されたり、他市町村との交流を図れたり、有意義な研修となりました。
- 会 長 ありがとうございます。それでは、本日の署名委員の報告です。小崎富二男委員、西村亀洋委員、よろしく申し上げます。欠席は岡義雄委員です。
- 議案に入ります。議案17号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてです。事務局説明をお願いします。
- 事務局 はい、説明させていただきます。1番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は岡林富士男委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇4393番1、地目は台帳、現況ともに畑、面積は91㎡の1筆です。事由は売買です。
- 2番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんです。調査委員はこちらも岡林富士男委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇1222番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は415㎡、ほか1筆ありまして、合計2筆の535㎡です。事由は贈与です。
- 3番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんです。調査委員は片岡健二委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇737番1、地目は台帳、現況ともに田、面積は905㎡、ほか3筆、合計4筆の2634㎡です。事由は売買です。
- 4番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんです。調査委員は片岡健二委員にお願いしています。土地の所在地番は、

〇〇字〇〇753番1、地目は台帳、現況ともに田、面積は1066㎡、事由は贈与です。

5番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は箭野正昭委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇214番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は46㎡、ほか田が2筆、畑が4筆、合計7筆の314㎡です。事由は贈与です。

以上につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認しております。

現地の航空図、地図など添付しておりますので、参考になさってください。なお、5番につきましては、前回の場所と同じですので、航空図添付しておりません。先月分をご覧ください。

会 長

はい、ありがとうございます。続きまして、1番と2番の調査報告を岡林委員お願いします。

9番委員

11月23日に調査しました。1番は〇〇の東側、〇〇の上になりますが、道路沿いに改築中の家がありまして、その一段下がった所が現地です。現在も畑として耕作されています。〇〇さんの奥さんが、家庭菜園をするということでした。

2番も調査日は同じく11月23日です。こちらは〇〇の北側と東側ですが、文旦が植えられています。農地としては問題ありませんが、譲受人が複数であること、地元の方ではないことが懸念されます。協議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。3番と4番の報告を片岡健二委員お願いします。

1番委員

11月25日に斎藤委員と調査しました。3番は〇〇から堤防に沿って800mぐらい上流に行った、堤防沿いの田んぼです。この2~3年は耕作されてなかったのですが、草刈りは定期的に行われており、すぐ作れる状態です。

4番は、3番のすぐ近くで、1段上がっています。横に小道があり、小道を挟んで民家があります。その他周辺は一段下がって畑です。図面でもわかるように周辺は譲受人の〇〇さんの農地です。地元の方ではありませんが、週に4日ほど越知に来て耕作していますので、問題ないと思います。以上です。

会 長

ありがとうございます。5番の報告を箭野委員お願いします。

4番委員

先月にも出た所ですが、譲渡人の変更がありましたので、11月22日に現地に行ってきました。周辺はほとんど休耕地となっています。農業振

興地域となっており、非農地ではありません。

会 長 ありがとうございます。報告終わりましたので、審議に移ります。何かご意見ありませんでしょうか。

9 番 委 員 私が調査した2番の件ですが、農地として問題はなくても、譲られる方が遠方だったり、複数人だったりする時の判断基準が難しく、この場で協議していただきたいです。

会 長 岡林委員、こちらは耕作されていますか。

9 番 委 員 きちんと管理されています。既に〇〇さんがやっているようです。

事 務 局 畑だけでなく、宅地や家も一式譲り受けると聞いていますので、将来的にはこちらに移住されるかもしれません。

事務局長 農業委員会としても、集約集積を進めているところですので、所有者は一人が望ましいのですが、遠方でもあり、複数のほうが耕作しやすいとうご本人の都合があるなら問題はありません。ゆくゆくは相続などで集約される可能性もありますし。

9 番 委 員 共有でも構わないということでしたら、所有権移転は問題ないと思います。

会 長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、採決です。議案第17号に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員です。続きまして、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 はい、説明させていただきます。1番、貸人は〇〇の〇〇〇〇さん、借人は〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇さん、調査委員は須内啓次委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇278番1、地目は台帳、現況ともに畑、面積は505㎡のうち426.62㎡、事由は自己用住宅です。2番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんです。調査委員は大原系代委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇1514番3、地目は台帳、現況ともに畑、面積は88㎡、ほか3筆、合計4筆、774㎡です。事由は事業用事務所となっております。現地の航空図、切図等添付しておりますので参考になさってください。以上です。

会 長	それでは、調査委員の報告です。まず1番を報告します。
10番委員	場所は〇〇から、〇〇に上る道の中腹にあります。 申請地は生姜を栽培していましたが、11月25日の調査日には収穫が終わって更地になっていました。周辺の状況ですが、東側が町道、その他すべて畑です。こちらは1段上がって境界もはっきりしていますし、住宅が建ったとしても、日照など周辺への影響はないと思います。
会 長	続きまして、2番を大原系代委員報告をお願いします。
2番委員	11月23日に推進委員の岡委員に同行いただき調査してきました。何も耕作されておらず、雑種地のようになっていました。周辺は住宅や倉庫があり、農地はありません。転用しても問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。調査委員の報告終わりましたので、審議に移ります。ご意見ありませんか。
岡林委員	5条は最終的には県が可決するんですね。
会 長	ここで承認を得てから、県にいきます。
岡林委員	航空写真で見ると周囲は農地に囲まれているように見えますが。特に北側は影響ないでしょうか。
10番委員	北側は自己所有の畑を挟んで他の人の畑になるので、問題ないという判断です。住宅を建てても日照など影響ないと思います。
事務局	周辺の所有者には同意書をもらっています。
9番委員	貸人と借人はどういう関係ですか。
10番委員	親子です。
9番委員	でしたら、周辺はほとんど身内の所有で、その他の方には同意書をもらっているということですね。
斎藤委員	進入路なども問題ないでしょうか。
10番委員	問題ありません。

会 長

ほかにご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようでしたら、採決をします。議案第 18 号に賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。ありがとうございます。

続きまして、議案第 19 号 越知町農用地利用集積計画について(協議)です。越知町長から諮問があった件について、審議を求めます。なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律付則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定のとおりとする案件です。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

1 番、貸し手は、〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借再設定で期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 6 年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇317 番、現況地目は畑、面積は 576 ㎡、ほか 1 筆、合計 2 筆の 1224 ㎡です。

2 番、貸し手は、〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借再設定で期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇172 番、現況地目は畑、面積は 294 ㎡です。

3 番、貸し手は、〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借再設定で期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇148 番 1、現況地目は畑、面積は 76 ㎡、ほか 14 筆、合計 15 筆 2161 ㎡です。

以上につきましては改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを確認しています。以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。こちらは協議事項となっております。ご質問等ございますでしょうか。

(質問、意見なし)

ご意見ないようでしたら採決に移ります。岡林委員は退室をお願いします。

(岡林富士男委員退室)

賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員です。ありがとうございました。

(岡林富士男委員入室)

会 長

続きまして、報告事項です。議案第 17 号でも少し触れましたが、農地

法第3条の規定による許可申請の取下げについての報告です。事務局説明をお願いします。

事務局

はい、説明させていただきます。1番、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在地番は〇〇字〇〇214番、地目は現況、台帳ともに畑、面積は46㎡です。ほか田が2筆、畑が4筆、合計7筆314㎡です。事由は譲受人変更のためとなっております。以上報告です。

会長

こちらは報告事項ですが、何か確認しておきたいことなどありませんでしょうか。

事務局長

補足です。当初、譲受人であった〇〇さんですが、今後耕作する自信がない、管理できないということで、同じく親族にあたり、管理できるであろう〇〇さんに変更になったようです。〇〇さんは〇〇さんの甥にあたります。今後自家消費用の野菜など耕作すると聞いております。以上です。

会長

局長から補足説明ありましたが、委員のみなさんからは何かありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、この件は報告事項ですので、これで終わります。その他の事項がありましたら、事務局をお願いします。

事務局長 片岡宏文 地域計画について
越知町農業用肥料等高騰対策支援金について 説明

閉会 午前9時45分